



15高出会第454号
平成16年2月9日

各市町村（学校組合）立学校長 様
（母島小・中、弘瀬小・中を除く）

会 計 課 長

資金前渡職員名義の預金通帳の利息について（照会）

このことについて、給与支給のための資金前渡職員名義の預金通帳に利息がついている場合には、県の歳入金として調定する必要がありますので、該当所属においては、下記のとおり処理をお願いします。

なお、職員の給与の口座振込への切替についても協力いただくようご配慮ください。

また、給与の資金前渡職員の通帳は、給与の振り込み以外に使用しないようにお願いします。

記

1. 次の預金通帳のコピーを会計課給与指導班まで送付すること。
 - (1) 通帳の利息が確認できるページ
(利息の発生月は2月・8月。ただし、金融機関によって異なる場合があります。)
 - (2) 利息が発生する原因となった公金の振込日と引き出し日が記帳されているページ
 - (3) 口座名義、口座番号を確認できるページ
2. 通帳のコピー受理後、会計課より納入通知書を送付するので、速やかに利息を引き出し納付すること。